（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　二六
会社その他

省　令

○法務省令第三号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十七条の三第一項に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十二日

法務大臣　岩城　光英

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「払戻時の帳簿価額又は取得時の帳簿価額のいずれか低い額」を「帳簿価額」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第九条第二項並びに同令第十三条第二項の規定により読み替えて準用する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第六項及び第七項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の四の次に次の一条を加える。

（特定付加保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の四の二　平成二十六年経過措置政令第九条第一項の特定付加保険料納付申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　平成二十六年年金事業運営改善法附則第十二条第一項の規定による特定付加保険料の納付を希望する旨

三　基礎年金番号

第七十八条の七中「及び」を「、」に改め、「後納保険料の納付」の下に「及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十二条第一項の規定による特定付加保険料の納付」を加える。

第八十二条中「第七条第一項」の下に「若しくは第九条第一項」を加える。

第百二条の二の見出し中「第十条第一項」の下に「及び第十二条第一項」を加え、同条第一項中「第十条第八項」の下に「又は平成二十六年経過措置政令第十三条第二項」を、「第十条第一項」の下に「又は第十二条第一項」を加え、同条第二項中「第十条第八項」の下に「又は平成二十六年経過措置政令第十三条第二項」を加える。

第百三条の二の見出し中「国民年金後納保険料納付申込書」の下に「及び特定付加保険料納付申込書」を加え、同条中「の規定による」を「に規定する」に改め、「国民年金後納保険料納付申込書」の下に「及び平成二十六年経過措置政令第九条第一項に規定する特定付加保険料納付申込書」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四十六号）附則第二項後段の規定により政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令第九条の規定により提出されたものとみなされる特定付加保険料納付申込書の記載事項は、この省令による改正後の国民年金法施行規則第七十八条の四の二の例によるものとする。

○厚生労働省令第九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第三項（同条第九項及び同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の四第四項及び第十四条の六第四項（これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む。）並びに第八十条の二第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

25　この省令において「拡大治験」とは、人道的見地から実施される治験をいう。

第十六条第一項中「次に掲げる事項」の下に「（拡大治験を実施する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）」を加える。

第十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、この限りでない。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、実施医療機関が在庫として保管する医薬品の中から、治験薬として使用する医薬品を当該実施医療機関に選定させること又は治験依頼者自ら選定することができる。

第十七条に次の二項を加える。

2　治験依頼者は、前項ただし書の場合には、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている場所において、治験薬の容器又は被包に前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。

3　第三十九条に規定する治験薬管理者は、第一項ただし書の場合には、当該治験薬とそれ以外の医薬品とを区別して適切に管理しなければならない。

第二十六条の二第一項中「次に掲げる事項」の下に「（拡大治験を実施する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）」を加える。

第二十六条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、この限りでない。

第二十六条の三に次のただし書を加える。

ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、実施医療機関が在庫として保管する医薬品の中から、治験薬として使用する医薬品を当該実施医療機関に選定させること又は自ら治験を実施する者自ら選定することができる。